

「岡山いきいき子どもプラン 2020」(案) について

少子化の流れを変えることを目指すとともに、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを進めるため、総合的な計画として策定を進めている「岡山いきいき子どもプラン 2020」(素案)について、パブリックコメントにより広く県民からの意見を募集し、その結果等を踏まえ、案を取りまとめた。

1 パブリックコメント実施結果

(1) 意見募集期間

令和元年 11 月 27 日(水)～12 月 26 日(木)

(2) 意見件数

7 件

(3) 意見の要旨と県の考え方

別紙 1 のとおり

2 素案からの変更点

別紙 2 のとおり

3 今後のスケジュール(予定)

令和 2 年 3 月下旬 計画策定

4 月 1 日 「岡山いきいき子どもプラン 2020」 施行

パブリックコメントにおける意見の要旨と県の考え方

1 第3章 計画の概要

	意見の要旨	県の考え方
1	<p>【基本目標】</p> <p>合計特殊出生率について、県民の希望出生率 2.05 を基に人口を維持できる水準として、2040 年までに 2.07 とする基本目標を設定したとされているが、根拠に乏しい設定で、県・国の実態に基づいた数値に見直しをしていただきたい。</p>	<p>ご指摘の基本目標については、中長期的に目指していくところを明らかにする目標として掲げたものです。人口を維持できる水準とされる合計特殊出生率 2.07 を目指し、本プランに掲げる諸施策を推進してまいります。</p>

2 第4章 Ⅲ 子どもと若者の成長を支援する環境の充実

	意見の要旨	県の考え方
2	<p>【1 学校教育の推進と家庭の教育力の向上】</p> <p>「放課後子ども教室」がどのようなもので、誰が誰に学習支援をおこなうのか明確でない。多忙な学校の教員が、「放課後子ども教室」で学習支援を行うことのないようにしてもらいたい。</p>	<p>「放課後子ども教室」は、すべての児童を対象として放課後や週末等に、実施主体の市町村が地域住民の協力を得て多様な体験やプログラムを提供する事業です。宿題や補充学習等の学習支援を行っている教室もありますが、あくまでも地域住民中心の事業であり、今後も学校と連携しながら実施していただきたいと考えています。</p>
3	<p>【1 学校教育の推進と家庭の教育力の向上】</p> <p>県は、学力学力と子どもを追い立てるのではなく、教員をたくさん配置して、教員がゆとりをもって授業をしたり、子どもと接したりできるように、予算を割くべきだ。</p> <p>「放課後子ども教室」も教員の負担が増加している現状がある。</p>	<p>教員については、国の標準法に基づいて配置しているところであり、国に対して、教員定数の改善を行うよう提案しているところです。</p> <p>また、「放課後子ども教室」は、すべての児童を対象として放課後や週末等に、実施主体の市町村が地域住民の協力を得て多様な体験やプログ</p>

		ラムを提供する事業です。宿題や補充学習等の学習支援を行っている教室もありますが、あくまでも地域住民中心の事業であり、今後も学校と連携しながら実施していただきたいと考えています。
4	<p>【5 子どもと若者の成長を支援する環境の充実】</p> <p>子どもが将来夢を持ち、何かに打ち込む時には指導者が必要となる。マイナー競技においては、関西圏まで指導を求める事があるが、チャンスにチャレンジできるよう、半額でも良いため、助成を始めてほしい。</p>	<p>現在のところ、このことに係る直接的な助成制度はありませんが、県では、国体正式41競技について、県スポーツ協会・県内競技団体と連携しながら様々な強化事業を実施しており、競技団体の選考を経た選手等に対しては、競技団体から遠征費等を補助しているところです。</p>

3 第4章 IV きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援

	意見の要旨	県の考え方
5	<p>【4 ひとり親家庭の自立支援】</p> <p>母子・父子福祉協力員等の研修を、県から委託されて一般財団法人岡山県母子寡婦福祉連合会で担っているが、研修の在り方等について協議を行いたい。</p>	<p>研修については、相談体制の現状を踏まえ、一般財団法人岡山県母子寡婦福祉連合会とも協議をさせていただきながら、より良いものとなるよう実施してまいります。</p>
6	<p>【5 子どもの貧困対策の推進】</p> <p>「放課後や長期休業中などの補充学習を推進します」とは、誰がどのように学習指導を行うのか分からない。教員が対応することにはならないと思うが、明確にしてほしい。</p>	<p>小・中学校に地域人材等を支援員として配置する「放課後学習サポート事業」を実施しており、教員が放課後等に行う補充学習を支援してまいります。</p>
7	<p>【5 子どもの貧困対策の推進】</p> <p>「子どもの就労支援」というタイトルは国も使用しているが、前近代に子どもを就労させていたことをイメージさせかねない。再考してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、施策の目的が明確となるよう「子どもの就労支援」を「子どもの将来の就職に向けた支援」に変更いたします。</p>

計画素案からの主な変更点 新旧対照表

第3章 計画の概要

項目名	頁	素案	変更後	変更理由
4 基本目標及び主要指標	p. 22 指標 (再掲 p. 28)	20～34歳婚姻率 38.49 (H29) → 40.0	20～34歳婚姻率 36.17 (H30) → 38.0	時点修正 平成30年数値公表に伴う更新及び目標値修正
	p. 22 指標 (再掲 p. 28)	出生数に占める第3子以降の割合 19.0% (H29) → 20%	出生数に占める第3子以降の割合 18.8% (H30) → 20%	時点修正 平成30年数値公表に伴う更新
	p. 22 指標 (再掲 p. 41)	放課後児童クラブ実施か所数 583か所 (H30) → 720か所	放課後児童クラブ実施か所数 583か所 (H30) → 705か所	時点修正 市町村計画修正に伴う目標値修正
	p. 23 指標 (再掲 p. 58)	6歳児で麻しん・風しんの予防接種を行っている割合 麻しん96.0% → 95% 風しん96.0% (H30)	6歳児で麻しん・風しんの予防接種を行っている割合 麻しん96.0% → 95% <u>以上</u> 風しん96.0% (H30)	県議会 95%以上の接種率維持目標であることを明示

第4章 計画の内容

II 乳幼児期における教育・保育の充実

項目名	頁	素案	変更後	変更理由																				
2 乳児期の保育、幼児期の教育・保育の充実等	p. 30, 31 本文 p. 31 脚注	(4) 保育人材の確保と資質向上 (後略)	(4) 保育人材の確保と資質向上 (中略) ○特定教育・保育 ^(注1) 及び特定地域型保育 ^(注2) を行う者の必要見込数	内容確定に伴う追記																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育教諭</td> <td>2,155人</td> <td>2,241人</td> <td>2,326人</td> <td>2,415人</td> <td>2,564人</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>7,056人</td> <td>6,866人</td> <td>6,679人</td> <td>6,479人</td> <td>6,263人</td> </tr> <tr> <td>幼稚園教諭 (※)</td> <td>1,383人</td> <td>1,349人</td> <td>1,321人</td> <td>1,291人</td> <td>1,274人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。</p> <p>(注1) 特定教育・保育：市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」が行う教育・保育。(認定こども園、幼稚園、保育所)</p> <p>(注2) 特定地域型保育：市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」。(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)</p>		区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	保育教諭	2,155人	2,241人	2,326人	2,415人	2,564人	保育士	7,056人	6,866人	6,679人	6,479人	6,263人	幼稚園教諭 (※)	1,383人
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																			
保育教諭	2,155人	2,241人	2,326人	2,415人	2,564人																			
保育士	7,056人	6,866人	6,679人	6,479人	6,263人																			
幼稚園教諭 (※)	1,383人	1,349人	1,321人	1,291人	1,274人																			

項目名	頁	素案	変更後	変更理由
2 乳児期の保育、幼児期の教育・保育の充実等	p. 32 本文	(ウ) <u>県区域における幼児期の教育・保育の量の見込みとその確保方策</u>	○幼児期の教育・保育の量の見込みとその確保方策 【県計】 <u>(p. 33表のとおり)</u>	各市町村における審議等に伴う数値の修正
	p. 33 本文 p. 33, 34 図表	② 認定こども園の普及に係る基本的考え方 (中略) (ア) <u>県区域ごとの目標設置数、設置時期</u> (中略) ○ <u>県区域ごとの目標設置数等</u> (表は省略)	② 認定こども園の普及に係る基本的考え方 (中略) (ア) <u>目標設置数、設置時期</u> (中略) ○ <u>県区域ごとの目標設置数等</u> <u>(p. 33～34表のとおり)</u>	

III 子どもと若者の成長を支援する環境の充実

項目名	頁	素案	変更後	変更理由
2 学校教育の推進と家庭の教育力の向上	p. 40 本文 脚注 (p. 15 本文)	放課後 <u>子供</u> 教室	放課後 <u>子ども</u> 教室 ^(注3) ^(注3) <u>放課後子ども教室:すべての児童を対象として、放課後や週末等に、地域住民の協力を得て多様な体験・活動プログラムを提供する事業。</u>	パブリックコメント 事業内容を分かりやすく示すため追加

IV きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援

項目名	頁	素案	変更後	変更理由
5 子どもの貧困対策の推進	p. 51 本文	④ 子どもの <u>就労</u> 支援	④ 子どもの <u>将来の就職</u> に向けた支援	パブリックコメント 施策の目的が明確となるよう修正

V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

項目名	頁	素案	変更後	変更理由
3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制	p. 56 本文	〈施策の方向〉 (中略) 様々な媒体を通して保護者や子ども自身が必要なときに気軽に相談できる子育て相談体制の整備充実を積極的に進めるとともに、子育て家庭のニーズに対応した情報提供に努めます。	〈施策の方向〉 (中略) 様々な媒体を通して保護者や子ども自身が必要なときに気軽に相談できる子育て相談体制の整備充実を積極的に進めるとともに、 <u>ICTやAIなどの活用促進も検討しながら、</u> 子育て家庭のニーズに対応した情報提供に努めます。	子ども・子育て会議 委員の意見を踏まえた修正

○ 教育、保育の量の見込みと確保方策 (図表 p. 59～68)

各市町村における審議等に伴う数値の修正